

サンケア下関

指定短期入所生活介護介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所

(運営規定)

株式会社 そよかぜ

サンケア下関

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、サンケア下関（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業所は、老人福祉法の理念及び介護保険法並びに厚生労働省の関係法令等に基づき、事業所が行う指定（介護予防）短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護者に対し、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 事業所は、利用者が利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、短期入所生活介護事業の利用者については、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを、介護予防短期入所生活介護事業の利用者については、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを基本方針とする。

（運営方針）

第3条 事業所が提供する指定（介護予防）短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならないものとする。

2 事業所において提供する指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法（平成9年法律第123号（以下「法」という。））並びに関係する省令、告示等に定めるところによる。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 サンケア下関

（2）所在地 富山県高岡市赤祖父166番地

（実施主体）

第5条 事業所の実施主体は、次のとおりとする。

株式会社 そよかぜ

(利用定員)

第6条 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用定員は20名とする。

ユニットは2ユニットとし、1ユニットの定員は10名とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日は年中無休とする。

2 事業所の営業時間は24時間とする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、

高岡市、射水市とする。

第2章 職員の定数、職員の職種及び職務内容

(事業所の職員及び職種並びに職務内容)

第9条 事業所の管理運営及び利用者サービスを円滑に推進するため、次の職員を配置し、職務を遂行する。

(1) 管理者 1名（兼務）

事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。

(2) 医師(嘱託) 1名

利用者の健康管理、療養上の指導にあたる。

(3) 生活相談員 1名

利用者の日常生活上の相談・援助にあたる。

(4) 看護職員 1名（兼務）

利用者の健康管理にあたる。

(5) 介護職員 7名以上（常勤換算）

利用者の日常生活上の介護・援助にあたる。

(6) 機能訓練指導員 1名

ケアプラン等に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士 グループ事業所の栄養士と連携して対応する。

利用者の献立作成及び栄養指導にあたる。

(8) 事務員 1名（兼務）

(秘密保持)

第 10 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。

2 事業所の職員は、その職を退いた後も同様とする。

第 3 章 利用者の対する指定（介護予防）短期入所生活介護の内容及び利用料等（利用契約）

第 11 条 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用は、利用者又はその家族等との契約により行う。

（重要事項の説明と同意）

第 12 条 事業所は、新たに指定（介護予防）短期入所生活介護を利用する利用者及び家族に対し、事前にこの施設の運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制等必要な事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第 13 条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。（介護予防）短期入所生活介護のサービス内容は、次のとおりとする。

- （1）健康状態の確認
- （2）日常生活の介助 日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
- （3）食事の介助 食事の困難な利用者に対して必要な介助を行う。
- （4）排泄の介助、一人での排泄が困難な利用者に対して必要な介助を行う。
- （5）入浴の介助 入浴が困難な利用者に対して必要な介助を行う。
- （6）機能訓練 利用者が日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種機能訓練サービスを提供する。
- （7）送迎 利用者の心身の状態及び介護者の事情等により送迎を必要とする利用者に対して専用車両による送迎を行うとともに、適時送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- （8）相談及び助言 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

（（介護予防）短期入所生活介護計画の作成等）

第 14 条 事業所は、（介護予防）短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族介護者等の状況を十分に把握して、個別に（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する。すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する。

2 事業所は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成又は変更にあたっては、利用者又はそ

の家族等に対して当該計画の内容を説明し、同意を得た上で決定し、書面にて交付する。

- 3 事業所は、利用者に対し、（介護予防）短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理及び評価を行うものとする。

（サービス提供の記録）

第 15 条 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供したときは、提供日、サービス内容、当該（介護予防）短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額その他、必要な記録を所定の文書に記載する。

（短期入所生活介護の利用料）

第 16 条 事業所が提供する指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示に掲げる額とする。

- 2 介護報酬の告示にない次の費用については、別途利用料として支払いを受ける。

（1）食費 朝食 350 円 昼食 600 円 夕食 500 円 おやつ代 50 円
合計 1,500 円（一日当たり）

（2）滞在費 利用 1 日につき ユニット型個室 2,006 円

（3）第 8 条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用（通常の送迎の実施地域を超えた地点から 1 kmあたり 100 円）

（4）前各号に掲げるもののほか、（介護予防）短期入所生活介護のなかで提供するサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

3 事業所が前項に掲げる有料サービスを提供する場合は、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示して当該サービスの内容及び費用を説明し、利用者の同意を得て、その旨を文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

4 利用者は、利用料を、指定期日までに、指定金融機関の口座への振込によって支払いするものとする。

第 4 章 その他運営に関する事項

（衛生管理）

第 17 条 事業所は、（介護予防）短期入所生活介護に使用する、居室をはじめ施設全体の適時な清掃を行うとともに、備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意する。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に指針を定める。また、必要に応じて高岡市保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこととする。

3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね

6月に1回以上開催するとともに従業者に周知徹底を図る。

- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第 18 条 事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他の必要な措置を講じる。

(身体拘束の禁止)

第 19 条 利用者本人又はその他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、その必要があると思われる場合は、契約に従い、利用者及びその家族に対して説明を行い、同意を得た上で行う。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(虐待の防止)

第 20 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的に委員会を開催する。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(協力医療機関)

第 21 条 事業所の協力医療機関は、富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院とする。

(非常災害対策)

第 22 条 事業所の職員は、（介護予防）短期入所生活介護の提供中に天災その他災害が生じたときは、速やかに利用者の避難誘導等適切な処置を講じる。

- 2 管理者は、災害時には避難誘導の指揮をとるほか、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、定期的に職員に周知する。
- 3 事業所は、非常災害に備え、定期的に避難誘導訓練を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備え、消火設備その他の必要な設備を設ける。
- 5 事業所は、前3項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に

努めるものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第 23 条 事業所は、(介護予防) 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、緊急時対応マニュアルに従い、速やかに主治医又は医師若しくは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じるとともに、利用者の家族並びに関係機関等に報告する。

2 事業所は、利用者において、介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、市町村等に報告する。

3 発生した事故・ヒヤリとした場面については、施設の管理者に報告するとともに記録し、その要因を分析して事故等の再発防止に努める。

4 事故対応委員会を設置し、全職員に対しては定期的に事故対応訓練を行う。

(地域との連携等)

第 24 条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 事業所は、その運営にあたっては、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(重要事項の開示)

第 25 条 施設の管理者は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(損害賠償)

第 26 条 事業所は、利用者に対する(介護予防)短期入所生活介護の提供により、自己の責に帰すべき事由により生じた損害が発生したときは、速やかにその損害を賠償する。

2 利用者は、故意又は過失によって設備又は備品等を破損し、事業所に損害を与え、又は無断で備品等の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復元する責を負わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第28条 事業所の会計は、サンケア下関の会計において処理する。

- 2 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年1回以上

- 3 事業所は、適切な（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 4 職員は、身分を証明する証票を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

- 5 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録及び帳簿等を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 6 この運営規程に定めるほか運営に関する事項は、管理者が別に定める。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第29条 利用者が事業所のサービスを受ける際には、以下の事項を遵守するものとする。

（1）施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用する。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内での喫煙はできません。

第5章 雑則

(細則)

第 30 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社そよかぜが定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日改定